

## 令和 7 年第 10 回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 7 年 10 月 27 日 (月)

午後 1 時 55 分から午後 3 時 10 分

2. 開催場所 西海市役所本庁 3 階 議員控室

3. 委員定数 条例定数 19 人 現委員 19 人

4. 出席委員 (16 人)

会長 1 番 葉山 諭

会長代理 2 番 水嶋 政明

委員 4 番 中尾 正則 5 番 大串 英明 6 番 坂口 初男

8 番 梅山 清春 9 番 相川 浩一 10 番 葉山 静子

11 番 本山 光幸 12 番 安藤 卓巳 13 番 谷脇 文弘

14 番 山口用一郎 16 番 前田 明代 17 番 中村 和也

18 番 松崎 常俊 19 番 林 辰造

5. 欠席委員 (3 人)

3 番 山田 康弘 7 番 河本 光晴 15 番 柿田 敏彦

6. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 39 号 農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画  
(案) に関する意見について

議案第 40 号 非農地通知の対象とすることの決定について

議案第 41 号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について

第 3 報告事項 農地転用許可不要案件届について

7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 係長：谷内 美佳  
主事：松尾 亜美

8. 会議の概要

事務局 只今から令和 7 年西海市農業委員会第 10 回総会を開会いたします。  
出席委員は在任委員 19 名中 16 名で、定足数に達しておりますので総会  
は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、議長は

会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

### 《異議なしの声あり》

議長 今回の議事録署名委員は、16番：前田 委員、17番：中村 委員にお願いいたします。

議長 それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を説明します。資料3頁は、今回申請がありました農地法第3条の許可申請3件の位置図です。1番は、大島町太田尾の案件です。次頁4頁は1番の議案書で、大島町字太田尾の畠2筆、合計320m<sup>2</sup>の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。

申請事由については、譲り渡し人は不在地主であり、所有する一切の物件の処分を考えていたところ、譲り受け人と話がまとまったものです。譲り受け人は、申請地付近の住宅に転居してきており、購入する土地で自家消費野菜等の栽培を行うこととしているもので、許可があり次第、売買により所有権を移転するもの、となっています。圃場は、自宅に近接し、徒歩で5分以内の距離にあります。

農地法第3条の許可申請の関係資料は、3頁から11頁までで、3頁に位置図、4頁が議案書で、5頁に付近近況図、6頁に字図、7頁から10頁に現況写真、11頁に航空写真を添付しています。6頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、青丸の数字は、現況写真番号と写真方向を示しています。11頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。露地野菜・自家消費野菜を栽培予定です。

なお、9頁・10頁の現況写真でわかりますように、申請地2には、農業用倉庫が設置されていますが、設置時期が不明であったため、国土地理院の年代別の航空写真で確認したところ、昭和50年代の航空写真で、この地番の場所に、鶏舎か豚舎のようなものが建っているのを

確認できました。この農業用倉庫も、その当時に建築されたものの一部が残っているものと推察されますが、当時、転用申請や許可不要案件届が提出されたかは不明です。

今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議長　　ただいま説明がありました議案第37号の1番につきまして、2番委員、補足説明をお願いします。

2番　　2番委員です。10月23日に、地元推進委員と譲り受け人本人立ち会いのもと、現場を確認いたしました。譲り受け人の住所はもう大島町になっていますが、まだ家がリフォームの最中で住めないということで、現在は佐賀県の実家から毎日通ってきておられるそうです。先ほど事務局から説明があった通り、こちらに住むようになったら、自家消費の野菜を作るということでした。もともと自衛隊出身で、イノシシの話がちょっと出た中で、イノシシの免許も取って地域のために頑張っていきたいと言われていましたので、何も問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議長　　ただ今、議案第37号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

17番　　17番委員です。隣接地とはなだらかな傾斜になっており、境界もはっきりしていないようですが、所有者が違うんでしょうか。

事務局　　事務局です。6頁の字図を見ていただければと思いますが、隣接地は所有者が別になっています。間に里道などは通っていませんので、現地では境界がはっきりしないのではないかと思われます。

2番　　2番委員です。隣接地とは少し段差があります。ちなみに申請地は現在きれいに管理されていますが、草刈等の保全管理も、この隣接地の所有者がしてきたそうです。

議長　　よろしいでしょうか。他に何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 37 号の 2 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 37 号の 2 番について説明します。12 頁は議案書で、西海町面高郷字ウグメの畠、2 筆合計 1,571 m<sup>2</sup> の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由については、譲り受け人の経営規模拡大のため、農地を購入するもので、許可があり次第、売買により所有権移転を行うものである、となっています。圃場は、譲り受け人の自宅から車で約 5 分、1 km の距離にあり、露地野菜を栽培予定です。

関係資料は、3 頁及び 12 頁から 19 頁までで、3 頁に位置図、12 頁が議案書で、13 頁に付近近況図、14 頁に字図、15 頁から 18 頁に現況写真、19 頁に航空写真を添付しています。14 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、青丸の数字は、現況写真番号と写真方向を示しています。19 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。

なお、17 頁・18 頁の現況写真で分かりますように、農業用倉庫並びに通路が設置されていますが、過去に許可申請や許可不要案件届の提出は確認されていません。本件 3 条申請と一緒に、事後になりますが顛末書付きで農業用倉庫並びに通路についての許可不要案件届の提出がありましたので、後ほど報告します。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 37 号の 2 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。譲り渡し人は、数年前まで農業をしていましたが、ご高齢で今は廃業しています。譲り受け人はまだ若く、奥様とお母様と 3 人で、かなり手広く農業をやっておられます。申請地には、17 頁の写真を見ればわかると思いますが、倉庫が建っています、これを譲り受けたいということで、譲り渡し人に相談しまして、譲り受けるということになったそうです。ただしこれは、譲り渡し人が勝手に建てた物件でありまして、譲り渡し本人も、届出が必要であるということを、行政書士さんから聞いて初めて知ったということで、最後の

方に顛末書があると思いますが、今回の届出となっています。譲り受け人は、これを倉庫として使用し、残った土地を野菜等の生産に使うということで伺っています。他には特に問題はないので、以上よろしくお願ひいたします。

議長 ただ今、議案第37号の2番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」の2番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第37号の3番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第37号の3番について説明します。資料20頁は議案書で、大島町字廣手の畠、1筆612m<sup>2</sup>の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。申請事由については、譲り受け人は、経営規模拡大の為、許可があり次第、売買により所有権を移転するもの、となっています。圃場は、自宅から徒歩3分以内の距離にあり、露地野菜を栽培予定です。

農地法第3条の許可申請の関係資料は、3頁並びに20頁から25頁まで、3頁に位置図、20頁が議案書で、21頁に付近近況図、22頁に字図、23頁・24頁に現況写真、25頁に航空写真を添付しています。22頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地で、現況写真番号と写真方向を記載しています。25頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。

なお、譲り受け人は、第8回総会に続いての農地法第3条申請となっていますが、本人に確認したところ、今後も1haを目標に規模拡大したいと言っておられました。今回分を合算すると約0.67haになり、あと3,000m<sup>2</sup>あまりの取得を目標としている模様です。今回の申請は、農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 37 号の 3 番につきまして、2 番委員、補足説明をお願いします。

2 番 2 番委員です。こちらも 10 月 23 日に地元推進委員と現地を確認し、譲り受け人にも立ち会いをしていただきました。この件につきましては、譲り渡し人の方から譲渡の申し出があって、譲り受け人が受けるという形になっているようです。先ほど事務局から説明があったように、譲り受け人は 1 ha を目標に購入を進めており、そういった情報を聞かれて、もう畠を維持管理できないので、譲りたいというお話で、本日の申請になった模様です。今年度は、ジャガイモとカボチャを、試験的ですけど栽培をして、来年からは少し栽培を拡大したいと言っていますので、何も問題はないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただ今、議案第 37 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 37 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を説明します。26 頁は議案書で、西海町天久保郷字高火頭の畠、1 筆 345 m<sup>2</sup> の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する詳細は、議案書記載のとおりです。転用の目的は、子供の成長に伴い、現在の住居（賃貸アパート）が手狭となったので、申請地に一般個人住宅を建築するもので、許可があり次第、売買により所有権を移転するもの、となっています。また、本申請地は、令和 7 年 6 月 26 日の総会審議で農振除外済みで、今回の転用申請となったものです。権利内容は「所有権の移転・売買」です。

資料は、26 頁から 35 頁までで、26 頁が議案書、27 頁が位置図で、28 頁に付近近況図、29 頁に字図、30 頁・31 頁に現況写真、32 頁に航

空写真、33 頁に被害防除計画書、34 頁に平面配置図 35 頁に立面図を添付しています。33 頁に戻りまして、被害防除計画の内容ですが、切土を 50cm 行う。表土の除去、整地程度を行い、敷地南西の里道境界部分に擁壁を施工し、土砂流出を防止する、となっています。排水等については、雨水並びに汚水等は、最終的には道路側溝に放流する。汚水・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し、最終的には道路側溝に放流することとしており、市建設課への協議は終了し、同意を得ています。ちなみに排水の経路については、次頁の 34 頁の平面配置図に図示していますが水色の実線や点線が排水経路で、雨水は、建物の周囲の溜柵等から道路側溝へ流し、生活雑排水等は、合併浄化槽で処理した後、最終的には道路側溝へ注水することとしています。

33 頁の被害防除計画書の内容に戻りますが、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じさせないための措置として、平屋造りとして建物の高さを加減する。また、隣接する農地はないので、周辺農地に日照や通風等で悪影響を及ぼす恐れはない、となっています。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する、となっています。32 頁の航空写真からも判断できますが、申請地は、市道より 1 段高くなったところに位置しており、下（南）側に、ミカン畠が散在していますが、ミカン園は、申請地より更に上の段にあるため、日照や通風には影響はないものと判断しています。

申請地は、山林や原野に囲まれ、市道で区切られた、10ha 以下の農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地、第 2 種農地と判断しました。事務局の説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 38 号の 1 番につきまして、5 番委員、補足説明をお願いします。

5 番 5 番委員です。譲り受け人・譲り渡しとともに連絡はつきましたが、忙しくて立ち合いができないということで、10 月 24 日に、地元推進委員と担当行政書士とともに現地調査を行いました。この案件は、6 月の総会で農振除外の承認をいただいたものであります。今回は住宅の着工になるということで、本件申請となつたものです。先ほど事務局の説明にもありました通り、建設に伴ういろいろな障害はないものと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、議案第 38 号の 1 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

17 番 17 番委員です。議案の内容に関してではないのですが、道路のフェ

ンスや間知ブロック等については、建設課と協議をしたということですが、これらの所有関係はどうなっていますか。

事務局 事務局です。30 頁の現地写真で、赤い点線の外に道路と表示されていますので、フェンスも間知ブロックも市の所有物であると判断できます。実際に工事にかかる段階で、境界を出して杭を打つと思いますので、そこまでしか扱えないと思います。

議長 よろしいでしょうか。他に何かご意見等ございませんか。  
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。  
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 38 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第 39 号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局です。「議案第 39 号農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を説明します。37 頁は、集計表で、今回は白崎地区の基盤整備に係る換地処分関連で、集積分が 228 筆、及び配分が 208 筆の合意解約があつておらず、農用地利用集積等促進計画（案）については 3 筆が上がっています。次頁の 38 頁から 53 頁までが、集積分の解約の一覧で、次頁の 54 頁から 67 頁までが、配分の解約の一覧となっています。集積と配分で差が 20 筆ありますが、これは、集積はしていて配分をしていない筆が 20 筆あったためです。それぞれの詳細は、一覧表をご覧ください。資料 68 頁は今回意見を求められた 3 筆、合計 6,786 m<sup>2</sup> の内訳で、3 筆とも再設定となっています。出し手・受け手や、農地の所在・地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、この内訳を参照ください。次頁 69 頁からは、今回受け手の 2 戸の経営内容となっており、それぞれ手書きで、対応する筆の番号と筆数及び栽培作物を記載しています。本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、1番の補足説明を、5番委員にお願いします。

5 番 5番委員です。受け手は、現在奥様と肥育牛をやっておられます。これは再設定ということで、もう4、5年前から、同じ畑で牧草を作つておられるのを見かけておりました。子供さんが、今年中に就農するということで、さらに規模拡大を図つていきたいということで、お話を聞いております。特に問題はありませんので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 続きまして、2番と3番の補足説明を、19番委員にお願いします。

19番 19番委員です。この件は8月の時点で上がつてくる予定でしたが、書類がそろわなかつたということで、今回になつたそうです。10月19日に地元推進委員2名と、借り受け人親子に立ち会つてもらい、現地で話を聞いてきました。借り受け人である息子さんは、まだ勤めをされていまして、休みの日にミカンの手入れ等で応援をする程度で、まだお父さんが主で働いておられます。もう少し頑張るそうですので、息子さんも日曜・祭日に応援をしながらやつていいくそうです。現にもう5年ぐらゐ手入れをされていますので、ミカン園も大きくなつていて、これなら大丈夫だろうということで、帰つてきました。よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第39号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よつて、議案第39号「農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」につきましては、原案どおり承認することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第40号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。非農地申出分の資料は、71頁から77頁までです。今回は、9月16日から10月14日まで受け付けた分を審議していただきます。物件は、大瀬戸町瀬戸西濱郷字石割田の畠1筆で、現況は原野、地積は129m<sup>2</sup>です。資料につきましては、次頁の72頁に位置図、73

頁に付近近況図、74頁に字図、75頁・76頁に現況写真、77頁に航空写真を添付しています。75頁・76頁の現況写真を見ていただければ判断できますが、物件は耕作放棄となり、また74頁の字図からもわかるように、周囲は宅地で、同地番に進入する道はなく、孤立した狭小地です。申請地の南側に申請者の宅地がありますが、申請地はその宅地から2メートルほど高い斜面に位置しており、今後農地として活用していくことは困難であると思われますので、非農地として特に支障はないとの判断いたしました。

なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議長 それでは、補足説明を、8番委員にお願いします。

8番 8番委員です。申請者は現在佐世保にお住まいです。面談をと思いましたが、都合がつかず、電話での対応となりました。この場所につきましては、写真でもわかる通り、現在何も作っておらず、また転居していますので、管理等もできず、先ほど説明がありましたが、この土地に行くにしても、道路が整備されていないことから、今後についても、農地として活用することはもうないということでしたので、特に問題ないと思います。審議をよろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第40号の申出分について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第40号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分1番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議長 続きまして、議案第40号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意書分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 事務局です。議案第40号「非農地通知の対象とすることの決定について」の同意分について説明いたします。同意分の非農地の資料は、78頁から84頁までです。78頁が議案書で、1番が西彼町の物件、2

番から 7 番が大瀬戸町の物件で 1 件 6 筆、合計 2 件 7 筆 5,225 m<sup>2</sup>の申請となっています。資料につきましては、79 頁に位置図、80 頁・81 頁に航空写真配置図、82 頁から 84 頁に航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないとの判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 ただ今、議案第 40 号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 40 号の同意分 1 番から 7 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 41 号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 議案第 41 号「西海農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」説明します。資料 86 頁は、今回の意見を求められた農振の変更について、申請があった 1 件の調書となっています。今回の申請は農用地からの除外に関するものです。87 頁は議案書で、変更しようとする土地は、大瀬戸町瀬戸西濱郷字石割田の畠で、1 筆 545 m<sup>2</sup>の申請となっています。変更の目的は、一般個人住宅の建築です。詳細の理由としては、下段右側に記載しているとおりで、申請者は、大瀬戸町で沿岸漁業に従事しており、現在居住している住宅は、漁業集落に 50 数年前に建築したもので、公道から当該住宅まで直接車で進入することができません。また、来春長男が高校卒業後、同じく沿岸漁業に従事することとなり、新築を考えるに至り、建築可能な土地を探していたところ、知人より申請地を紹介され、所有者からも快く承諾されたもので、止む無く現在休耕地となっている本申請地に一般個人住宅を建築するため、今回、農用地からの除外を申し出るもの、となっています。添付資料につきましては、88 頁に位置図、89 頁に付近近況図、90 頁

に字図、91・92頁に現況写真、93頁に航空写真、94頁に被害防除計画書、95頁に土地利用計画並びに平面配置図、95頁に立面図を添付しています。74頁の被害防除計画書に戻りましてその内容ですが、盛土を最高93.97cm、切土を最高42.56cm行う。なお、令和7年5月23日より運用されている『盛土規制法』による事前相談済みで、県の許可は頂いているものです。表土の除去、整地程度を行います。また敷地南西の里道境界部分に擁壁を施工する、となっています。また、排水等についてですが、雨水は水路に放流する。汚水・生活雑排水については、下水道に接続する、となっています。周辺の農地に係る當農条件に支障を生じさせないための措置としては、申請地付近は、県道・宅地・里道に囲まれた土地であり、隣接農地が1筆ありますが、一段高い位置にある農地であり、また申請者が、購入予定の農地（休耕地）である、となっています。万一、隣接農地に被害を及ぼした場合については、申請者の責により解決する、となっています。以上で説明を終了します。

議長 それでは、補足説明を、8番委員にお願いします。

8番 8番委員です。10月19日に、担当行政書士と現場の立ち会いを行ってきました。この土地につきましては、長い間耕作放棄地となっており、たまに地区の行事等で使用されるような場所であります。現在は全く農地として活用されておらず、また今後についても、土壤等があまり農地として適さないような状況ですので、今回このような整備計画の変更については、問題ないと思います。審議をよろしくお願いします

議長 ただ今、議案第41号について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について「意見なし」とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第41号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」につきましては、「意見なし」とすることに決定いたします。

議長 以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願いします。

事務局

事務局です。報告事項 1 番、農地転用許可不要案件届について説明します。資料は 97 頁で、先ほどの農地法第 3 条申請の 2 番の審議の際に少し説明した件です。物件は、西海町面高郷字ウグメの畠で、2 筆にまたがって、合計で 169.40 m<sup>2</sup>を利用面積としています。目的は、畠の利便性向上のため、農業用倉庫並びに車両の進入通路としてコンクリート舗装を設置するものですが、既に施工済みであり、顛末書が添付されています。107 頁の被害防除計画書には、平成 25 年に建築・施工しており、これまで周囲の農地からの被害の届けはない、と記載されています。顛末書には、届出の必要性を知らなかつたため、未届けとなってしまい、今後は違法行為の無いよう農地法を遵守します、とあります。以上で報告の説明を終了します。

議 長

今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでしたら、その他みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日 時：令和 7 年 1 月 25 日（火） 午後 2 時 00 分から  
場 所：大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室

代 理

これをもちまして令和 7 年西海市農業委員会第 10 回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和 7 年 10 月 27 日

農業委員會會長

議事錄署名人

議事錄署名人